

発達障がい児支援に係る情報共有について  
～岩手県教育委員会の取組～

## 1 スクールカウンセラー

スクールカウンセラーの配置の主なねらいは、スクールカウンセラーが専門性を活かし、児童生徒が抱えている課題に主体的に取り組んでいくことができるよう面接相談や心理教育等を通じて支援したり、教職員や保護者が対応の仕方についてスクールカウンセラーから助言・援助を受けることによって対応能力を高めたりするなど、児童生徒の健全な成長を支えていくことである。

スクールカウンセラーは学校に常駐しているものではなく、勤務日・時間等は学校により異なる。

### <小・中・義務教育諸学校に配置されるスクールカウンセラーの主な業務>

勤務する学校の長の指揮監督を受け、次の業務の遂行に当たる。

- (1) 児童生徒のカウンセリングに関すること
- (2) カウンセリング等に関して教職員及び保護者に対し助言・援助すること
- (3) カウンセリング等に関する情報収集・提供をすること
- (4) その他の児童生徒のカウンセリングに関し所属長が必要と認めるもの

### <高等学校に配置されるスクールカウンセラーの主な業務>

勤務する学校の長の指揮監督を受け、次の業務の遂行に当たる。

- (1) 生徒のカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する、教職員及び保護者に対する指導・援助
- (3) カウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他、生徒のカウンセリングに関し、所属長が必要と認めるもの

### <特別支援学校に配置されるスクールカウンセラーの主な業務>

勤務する学校の長の指揮監督を受け、次の業務の遂行に当たる。

- (1) 児童生徒のカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する、教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) カウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他、児童生徒のカウンセリングに関し、所属長が必要と認めるもの

### <東日本大震災津波に係る巡回型カウンセラーの主な業務>

教育事務所長又は派遣先の市町村教育委員会が定める勤務校の校長の指揮監督を受け、次の業務の遂行に当たる

- (1) 児童生徒、保護者、教職員へのカウンセリングに関すること
- (2) カウンセリング等に関して教職員及び保護者に対し助言・援助すること
- (3) カウンセリング等に関する情報収集・提供をすること
- (4) 岩手県スクールカウンセラーに対し、指導・助言すること
- (5) その他研修会の講師等、児童生徒等へのカウンセリングに関し、所属長が必要と認めるもの

## 2 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育コーディネーターは、校長が校内の教員の中から指名し、各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担っている。

<特別支援教育コーディネーターの主な役割>

### (1) 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等との関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進する。

- ① 学校内の関係者との連絡調整
- ② ケース会議の開催
- ③ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
- ④ 外部関係機関との連絡調整
- ⑤ 保護者に対する相談窓口

### (2) 各学級担任への支援

各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等の支援を行う。

- ① 各学級担任からの相談状況の整理
- ② 各学級担任とともにを行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
- ③ 進級時の相談・協力

### (3) 学校内の児童等との実態把握と情報収集の推進

特別支援教育コーディネーターは、学校内の児童等の実態を把握するための校内体制構築や、研修の実施を推進する。

※支援を要する児童生徒の把握や今後の指導・支援方針の検討のため、WISC等の心理検査を実施する際ケースもある。その際には、対象となる児童生徒の保護者に対し、検査の目的等の説明を十分に行い、実施に関する合意形成を図った上で実施するものである。

## 3 「引継ぎシート」の作成・活用

※別紙資料参照